

県内全市町と佐賀県が一齐に取り組みます！

特別徴収の適正な実施を求める通知書を発送します

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

個人住民税の特別徴収義務があるにも関わらず、特別徴収を適正に実施していない事業所に、11月6日(火)付けで、県内市町から一齐に「特別徴収の適正化通知文書」を発送します。この文書がお手元に届いた事業所は、関係市町にて特別徴収の手続きをしてください。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町へ納入していただく制度です。

給与を支払う事業者は、地方税法および多久市税条例により、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。原則としてパートやアルバイトなどを含む全ての従業員について特別徴収する必要があります。

メリット

個人住民税の特別徴収は、従業員の方にとって、「毎月給与から天引きされるため金融機関に出向く手間が省ける、納め忘れがない、1年分の税額を12回に分けるので1回あたりの納付額が少なくてすむ」というメリットがあります。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を！

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として控除できます。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、年末調整や確定申告をする場合には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。納め忘れ等がある場合も、年内に納付すれば今年分の控除として申請できます。

佐賀年金事務所から証明書が届いたら、申告を行うまで大切に保管してください。

送付時期

平成24年1月1日から9月30日までの間に納付された方



11月上旬

平成24年10月1日から12月31日までの間に今年初めて納付された方



平成25年2月上旬

家族の国民年金保険料を納付された場合も、確定申告や年末調整時の社会保険料控除の申告に加えることができます。

家を建てたり、取り壊したら、 税務課へお届けください

固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋・土地などに課税されます。

家や倉庫などを新築や増築した場合は、その翌年から課税の対象となり、取り壊した場合は、その翌年から課税されなくなります。家屋を取り壊しても届出がないと、誤って課税されてしまう原因にもなります。家屋を建てたり、取り壊したときは、税務課へご連絡ください。

■問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176

市立病院からのお知らせ

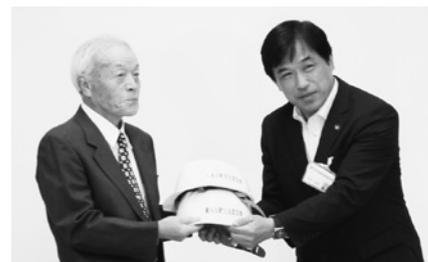
耳鼻咽喉科診療日 毎週金曜日

診療時間 午後2時から

(受付終了) 午後4時30分まで

吸入についても診療時間のみ行います

宝くじの助成金を活用し、
東多久町大字別府区
自主防災組織へ
ヘルメットなどを配布



▲横尾市長から西山敬司大字別府区自主防災会長へ防災資機材が引き渡されました

9月25日、東多久町大字別府区の自主防災組織へ、宝くじの助成金で防災活動に必要な防災資機材の整備を図りました。巡回パトロール用の腕章・ヘルメット・携帯用投光器、情報収集のための携帯ラジオ、メガホン、ドラムなどを配布しました。

■問い合わせ

防災安全課 ☎75-2181